

北海学園大学 法学部報

[巻頭特集]

法職講座10周年 「司法書士」に道拓く……………1

[研究室訪問]

私の研究—オランダ法と民法改正 内山敏和 ……………3

自首規定の意義 甘利航司……………4

[教室の窓から]

アメリカ・ポートランド州立大学での
在外研修から帰って～佐藤克廣先生の帰国報告～……………5

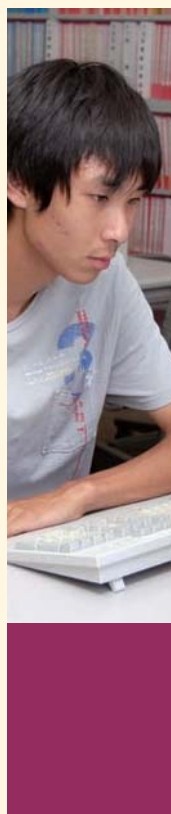
[もっと知りたい]

法学研究科新研究科長挨拶
法科大学院 新司法試験結果と合格者のことば ……………6

2008年度法学部就職状況報告
法学部各種入試一覧……………7

2009.8.20 No.21

Faculty of Law



法職講座10周年 「司法書士」に道拓く



(左から、池田衆男先生、斉藤拓也さん、伊藤徳彦さん、白杵裕美さん、酒井博行先生、飯野海彦先生)

法学部では、通常の授業以外に、いろいろな資格試験のための「法職講座」を無料で開講してきました。今年はその10年目にあたります。この法職講座に長年携わってこられている池田衆男先生に、その取り組みや、担当者・合格者などの座談会の様子を報告していただきました。

上級職の公務員や、司法書士、行政書士などの準法曹に係る諸資格試験では、広く高度な法律科目の素養が求められます。それらを志望する学生諸君の要望に応じて、10年前に、正課外で、受講を無料とする授業の試みが始まりました。受講者が志望に向け「本格的な自学自習の態勢を形成するまで」を支援するのが狙いです。結果として学内に意欲的な勉学の気風が定着することへの期待も込められました。いらい『法職講座』として続いています。

これは、自己完結型の受験対策講座ではありません。実施する授業科目もコマ数も限定的で、各種試験にほぼ共通して課される「民法」を前学期に、そして独学ではハードルが高いとされる「会社法」を後学期に、毎週2コマずつ展開するほかは、憲法、刑法、民事訴訟法などを概観する数コマずつが、夏季休暇中に行われます。すなわち試験に臨むための実力養成については、専ら各自の学習に委

ねられた『入門講座』に過ぎません。それにも拘らず、受講申込者は年々増える傾向にあり、本年度もⅠ・Ⅱ部の2年次生を中心に100名を超えています。

受講生に好評なのは、とりわけ歴代講師陣に参加の法学OB司法書士です。受験と実務の経験に裏打ちされたその授業内容とともに、先輩から後輩へ注がれる身近な熱気が、学習意欲にインパクトをもつようです。加えて、卓越した教授法スキルで展開される本講座の現状も特筆に値します。

こうした歴代講師陣の影響もあり、法曹養成制度の法科大学院が発足する以前から、法職講座では司法書士試験を目標とする受講生が漸増していました。その合格率は約3%という難関の国家試験ですが、2003年には在学生1名を含む本法学部出身者5名の合格者が確認されたのです。その後、複数人の合格年度は珍しくなく、昨年には法学部出身者7名の合格が判明しました。この数字は、道内に

おける合格者の3分の1を占め、大学別で随一となります。合格者の成績でも、1科目で全国ベストテンに入る在学生在が現れました。ここ数年、このような本法学部の「現役合格者」が単年度に複数人あり、今年度も2人以上が見込まれています。ここに本講座と関わり有る『司法書士』を輩出する道筋を見ることができます。

本講座では、準法曹のほかにも各種資格、国・地方公務員などの受験、さらには正課授業の補完等々、受講者の目標は多様です。司法書士試験に合格の後、大学院や法科大学院に進学し、新・旧の司法試験に合格した卒業生もいます。その目標いかに拘わらず、学生が学術に研鑽を積む一過程として、本講座の利用は望ましいことです。Ⅱ部生から要望の強い土曜Ⅳ～Ⅴ講目の授業は、復活を検討中です。以下は、法職講座委員会が行った座談の一端ですが、迎えたゲストのお話にも、多くの示唆があるように思われます。

《座談》司法書士試験と向き合って

ゲストの皆さん

伊藤徳彦さん（今春3月I部法律学科卒業）と斉藤拓也さん（II部法律学科4年在学中）は、昨秋の司法書士試験に現役合格したばかりのお二人です。臼杵裕美さん（平成5年I部法律学科卒業）は、本講座および法学部（非常勤）で授業を担当されている司法書士さんです。なお、参加された法職講座委員は法学部教員の飯野海彦先生、池田衆男先生、酒井博行先生です。

——斉藤さんは旭川出身ということですが、うちのII部法律学科に入学した経緯などを聴かせてください。

斉藤 旭川南高はいちおう進学校ですが、振り返ってみて受験勉強をしたとの実感はありません。大学へ進学はしてみたかったのですが、漫然と有名な北海学園を選びました。他学部のI部と一緒に受けましたが、けっきょく入学できたのはここです。II部に回された悔しさは心の何処かに在りましたが、それが結果としてバネとなった幸運に、感謝をしています。

——去年は、司法書士試験に3年次で合格されましたが、成功の秘訣は？

斉藤 秘訣などは…ただ、入学まもない5月に、法職講座のガイダンスを聴きました。私には難しそうなイメージでしたが、民法から不動産や商業の登記法へと受講を続けてみると、意外にイケそうな手応えを感じて、試験に受かりたいという気持ちが高まりました。

——受験勉強中に、つらい思いとか、挫折とかは無かったですか。

斉藤 2年生の夏に、初めて司法書士試験を受けました。かなり勉強して臨んだつもりが、落ちました。それがまた悔しくて、初心に還って勉強し直すことに決めました。学習それ自体に嫌気が差したというような記憶はありません。大学の授業は、内容が受験に無関係である訳はなく、勉強したという充実感を覚えます。

——その翌年の2月には、法職講座の司法書士模擬試験を受けて、2年生で抜群の成績を上げましたね。

臼杵 採点を終えまして、早ければ3年次に、

遅くとも在学中に、必ず合格すると直感しましたが、早々に現実となりましたね。

——受験を目指した日常の生活ぶりを聴かせてください。

斉藤 お金も無かったので、とうとう予備校には通わず、法職講座と学部の授業を受ける、言わば独学でしょうか。3年生の初めまでは、ビジネスホテルで朝から午後2時ころまで月額7万円くらいのアルバイトを続けました。バイトを終えてから3時間余りは、大学の図書館に籠っての受験勉強です。これを済ませてII部の授業に出席します。土曜日だけは、4～5講目に法職講座を受講する時間が入ります。このリズムで2年生のときも繰り返したのです。3年生になると、7月の受験を控えて、今度こそ人生に貴重なきと自分に言い聞かせて、バイトを止め、授業終了後も図書館に戻って夜10時まで自習に集中しました。

——気分転換は、いつ、どのように？

斉藤 特別なことはしていません。いつも、今の勉強が生かされるときのことを想像して、ストレスの溜らないように心がけます。2・3年次に所属した中元ゼミでは毎週、友人たちと会えて心が落ち着き、和めました。ほかには就寝前によく読んだ法律問題を扱う漫画では、有名なナニワ金融道、ミナミの帝王なども、気分転換になりました。

伊藤 私は、3年生からは予備校での受験勉強に専念するため、ゼミの継続を断念しました。卒業単位を残していて授業を受けながらの予備校通いは辛く、12月半ばに2日間休んでしまいました。浮き沈みの激しい性質ですが、休むと、今までやって来たのだから必ず受かると、思い直すことができました。

——司法書士試験に合格しての抱負などを。

伊藤 このほど、簡易裁判所の訴訟代理関係

業務を担当する資格取得の研修を修了しました。取得できしだい、留萌での開業を目指します。

——実家は、そちらですか。

伊藤 いえ、私は札幌出身ですが、法的サービスが足りない地域で、司法過疎を解消したいと考えていました。道内では札幌に偏在しています。司法書士がゼロとか、居ても高齢で、後継者の着任を待っている地域が多く見られます。駆け出しとしては、有難いことに資金面の援助制度もありますし、業務上の支援も得られそうで、楽しみにしています。

斉藤 司法書士の将来10～20年先を考えますと、業務が弁護士と競合することもありますし、弁護士自身が増員政策を抱える以上の不安もあります。それで、業務内容がより幅広くて魅力のある公務員の仕事に、思いが強まって来ている。

——司法書士には就かないことも？

斉藤 はい。4年生になってから、国家公務員I種、札幌市、国税専門官、東京特別区I類、裁判所事務官II種など、受験日程の合う公務員試験に挑戦して順調に進んでいます。合格したらこちらに決めます。

伊藤 斉藤君の場合は、金融機関や民間人との接点が多そうな国税専門官を経て、その後には司法書士という、理想の道も描けますね。たしかに、業務の一部は弁護士と重なりますが、例えば相続でも登記手続など、司法書士固有の領域で弁護士と連携して専門性を発揮できます。さらに、司法書士の業界でも啓蒙に努めているようですが、多様な業務領域を開拓する余地に注目しています。

臼杵 多くの後輩が法職講座を聴き続けて、司法書士試験に限らず、広く法律の素養を高めてくれることは、講師冥利に尽きます。

（法職講座委員 池田衆男）



私の研究—オランダ法と民法改正

オランダ法って？

オランダと言って思い出されるものは、人によっては、風車やチューリップ、木靴やチーズといった風物詩、フェルメールやレンブラント、ファン・ゴッホといった画家、さらには安楽死の容認、大麻・売春の合法化といった思い切った規制緩和と様々なものが考えられると思います。しかし、民法学者の中でオランダ法を研究している人は、ほとんどいません。通常、民法学者が研究している外国法は、ドイツ法、フランス法あるいは英米法といったところです（私も本当はドイツ法を中心に研究しているのですが）。そのような中でオランダ法をなぜ研究しており、オランダ法にはどのような特徴があるのかを簡単に説明したいと思います。

オランダの地理的特徴を反映してか、オランダ法は、英仏独の3つの法体系の影響を受けています。歴史的には、ナポレオンによるオランダ占領以来、フランス民法典（code civil）の娘法としてフランス法の影響を受けてきましたが（1838年の旧民法典）、19世紀末からドイツ民法典（BGB）の影響を受け始め、とりわけ戦後にはイングランド法の影響が見られるようになりました。特に戦後間もなく E.M. Meijers を中心に始められた民法典改正は、1992年にその大部分について完成をみることになり、その革新的内容は、世界の民法学者の注目を浴びました。この新民法典の特徴は、上記3つの法体系の影響を受けた比較法の産物という点にあるだけでなく、国際動産売買法条約（CISG）やユニドロワ国際商事契約原則あるいはヨーロッパ契約法原則（ヨーロッパの民法法学者が集まって作成したモデル法）といった私法統一を目指す国際的動向に歩調を合わせたものだということです。

私が研究を行なっている法律行為法（主に契約に成立や有効性に関係する分野）もオランダ法の特徴が表れている領域のひとつです。特に、錯誤や「状況の濫用」についての規定は、我が国の消費者契約法が扱っている問題を、我が国よりも広範に処理しているもので、大衆消費が社会の基本的要素となっている現在の社会における民法の在り方を考える上で、興味深いものとなっています。

民法改正

ところで、フランス民法典を素地としてドイツの学説の影響を受け、現在では英米法の発想を取り入れていこうとしているという点では、オランダ法と日本法は、よく似た歴史的経緯を辿っています。さらには、国際的動向を踏まえた法改正を指向していく点で、日本法は、現在、オランダ法の辿った道を進もうとしているとも言えます。

これは、内田貴法務省参与（前東京大学教授）を中心とした民法（債権法）改正検討委員会など複数のグループによって検討されている債権法あるいは民法典全体の改正を目指す動きのことです。私自身はそもそもこの改正の動きに対して特に反対でもなければ賛成でもないのですが、現在の社会における民法の位置づけや諸理念について根本から議論する機会になれば、我が国の民法学史において貴重な時期となるのではないかと考えています。

このような中でオランダ法を研究していくことは、面白い発想のヒントを見つけることにつながるのではないかと考えています。（民法典のような法律でも大きな改正を被るわけですから、いかに「暗記」だけの学習がむなしいものか分かります。「一片の法改正によって図書館いっぱいの書物が紙くずになる」というのは誇張に過ぎますが、覚えるだけの学習は法改正に対応できません。必要なのは「法律家として考える力」であり、それがあれば知識は自然とついてきます。）

学生に望むこと

講義の中でオランダ法の話をすることはほとんどありませんが、学生の皆さんがオランダ法に限らず外国法さらには法史学などに興味を持ってもらいたいと思っています。民法は様々な試験の試験科目のひとつですが、それ以上に社会をどのように見て、その社会がどのような理念に支えられていると考えるのかに関わる学問です。このような点を意識して、身近な出来事や新聞報道などから自分で考えていく習慣をつけてもらえば、幸いです。

（法学部講師 担当：民法Ⅱ）



内山敏和

自首規定の意義

「反省」それとも「報奨」？

自首について規定する、刑法42条1項は「罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる」とする。この寛大な取扱いの根拠について、自首するような者は、自分の行った犯行を反省（悔悟）しているため宥恕するのだとされてきた。現在の刑法は1908年に施行され、そこではヨーロッパ特にドイツ刑法の規定が参照された。しかし、自首規定は、中国の律令にその源泉がある。日本では、大宝律令の時代から自首規定があり、一貫して自首した者を寛大に扱っており、そこでは「反省」が理由としてあげられていた。ところが問題がある。というのは、反省はしていないが一例え、逃亡に疲れたから一自首するということが想定可能だからである。自首規定による寛大な取り扱いは別に考える必要が出てくる。

この問題については、旧刑法の立法作業における議論が参考になる。旧刑法とは1882年に施行された刑法典であり、現行刑法の前に効力があつた。旧刑法の特徴は、旧刑法以前の刑法が律令系であつたものをヨーロッパ型に変更したというところにある。そして、旧刑法の起草には、日本政府が招いたパリ大学教授のボアソナードが強く関わつた。ボアソナードは、日本側から自首規定をどうすべきか問われて、まず、そのような規定はヨーロッパにはないと驚くとともに、しかし、「良法」であるとする。そして、真犯人が自首することによって捜査が格段と容易になるし、また、捜査機関としても無実の者を捕まえなくてすむ、という利点があるため自首を規定すべきだとした。旧刑法には、以上のような趣旨で自首が規定された。つまり、自首制度が犯人の刑事司法への協力に対する「報奨」ということになったのである。

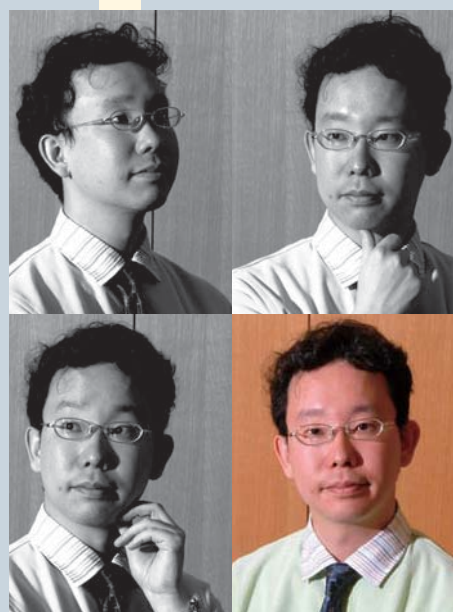
自首規定による寛大な取り扱いを「報奨」とする考えは、非常に説得力がある。現行刑法42条1項は、犯人が捜査機関に発覚する前でなければ自首は成立しないとしているため、例えば、捜査機関が犯人を把握できているが、まだ逮捕できていないという状態で、犯人が逃亡に疲れて捜査機関に投降したとしても自首が成立しないのだが、そのことと極めて整合的である。ところが、旧刑法の前に存在した、律令系の刑法典である新律綱領（1870年）は—中国の律に忠実に一次のように規定していた。

「凡そ罪を犯し、事未だ発覚せずして自ら自首する者は其の罪を免ず」、と。ここで注目すべきことは、自首が成立するためには、「発覚前」でなければならないということと、自首した者の「罪を免じる」としていることである。律令における自首は、犯人の「反省」に言及するものはずである。だが、律令系の刑法典でも、自首成立を「発覚前」に限定している。「反省」に着目するならば、「発覚後」でも自首を成立させてもよいと考えられるところ、そのようにはなっていない。また、自首した者の「罪を免ず」としている、その寛大過ぎる扱いも何とも不思議である。

私なりの考え

旧刑法以前においても、罪を免じてもらえるということを知って自首する者は寛大に取り扱われていた。そのような反省していない自首者の存在を当時の刑事司法関係者は当然知っていたはずである。だとすると、旧刑法以前から自首規定はもともと「報奨」だったのではなかろうか。それは、更に以下のように理由付けることができる。捜査技術等が格段に劣っていた時代においては、現代以上に、犯人自身の自白がなければ事件の真相が解明できず、犯人自身の捜査への強い協力が是非とも必要である。自首がそこで大きな役割を果たしていた可能性は高く、刑事司法関係者としては、犯人を寛大に扱うという「報奨」を与えてでも協力（＝自首）を確保したかったのではなかろうか。「発覚後」に協力されても大してありがたみがないが、事件が解明できていない「発覚前」ならば全く違う。自首成立が「発覚前」に限定されているのは以上のような事情によるのだろう。また、（強固な）共犯関係がある犯罪においては、共犯者の一人の協力（＝自首）によって、共犯者を一網打尽にできるという計り知れないメリットがあり、そこでの「報奨」は、（仲間を裏切れるだけの）強いインセンティブがあることが求められる。例えば、「罪を免じる」ならば、そのインセンティブ効果を最大限發揮できる。伝統的に自首が「反省」と結び付けられていた理由は、捜査への協力に対する「報奨」と言ってしまうと、刑事司法の廉潔性にもとるように思えたからではないだろうか。

（法学部講師 担当：刑法Ⅱ）



甘利航司

アメリカ・ポートランド州立大学での 在外研修から帰って ～佐藤克廣先生の帰国報告～



本年2月に半年間の在外研修から帰られた佐藤克廣先生にポートランド州立大学での留学生活について書いてもらいました。

——研修先やポートランドの様子は？

オレゴン最大規模の大学であるポートランド州立大学の行政大学院が研修先でした。教授会にも出席することができたので、早口の英語を十分聞き取ることはできなかったものの、FD（ファカルティ・ディベロプメント）の課題などは、参考になりそうなところもありました。

ポートランド市は札幌市の最も古い姉妹都市で、今年で姉妹都市提携50周年になります。オレゴン州も州として独立してから今年でちょうど150周年です。ポートランド市はオレゴン州の州都ではありませんが、人口はオレゴン州最大です。

稚内市とほぼ同じ緯度にあります。地中海性気候に近く、夏は乾期で冬は雨期、冬は札幌より暖かく、雪が降ることもそれほどありません。東にはフット山という独立峰が聳え、いつも富士山を眺めている気分になります。カスケード山脈沿いは滝の美しいところで、秋は紅葉がとても綺麗です。

——研修の目的は？

オレゴン州は最も早くから住民投票を取り入れた州です。また、市民参加の先進地でもあります。したがって、地方自治や住民自治を研究するには最適の地域ですので、市民参加の状況などを中心に研修することになりました。研修先は、そうした研究でも先進的で、行政大学院では日本の自治体職員の研修も受け入れています。

——研修先で何か特別なことをしましたか？

帰国国際に、行政大学院生たちの組織であるPASAに頼まれて日本の地方自治の話をしました。日本について何も知らない院生たちに聞かせるつもりで準備していったのですが、会場に行くとならぬ宣伝が効いたのか、出席者は教員たちの方が多く、中には近くの市のシティマネージャーや市民も聞きに来ていたので冷や汗ものでした。30分ほど話した後の質問もほとんど教員たちからで、話が違ふなあと感じました。

英語はかなり破れかぶれでしたが、研究科

長や政府研究大学院の院長がほめてくれて、「これから客員研究員で来た人たちにはこうやってPASAで話してもらうことにしよう」と院生たちに言っていたそうです。

——印象に残った政治の動きは？

今年1月1日に就任したばかりのポートランド市長のセックスキャンダルが強烈でした。数年前に州議会議員のインターンだった若者と性的関係をもったことを隠していたことが明るみに出て、1月20日のオバマ大統領就任パレード中継中に謝罪会見を行いました。

昨年の大統領選挙と同時に行われた、連邦上院議員選挙も強烈でした。8月末にポートランドに着いたとたんにテレビから非難合戦が流れてくるのは呆れました。結局現職の共和党上院議員が敗れてオレゴン州下院議長だった人が当選したのですが、連邦議員選挙で現職が敗れたのは、オレゴン州では40年ぶりと言っていました。大統領候補のオバマが全米で唯一テレビで肉声応援広告を出したのが功を奏したようにも見えました。

——以前の滞在との変化は？

約15年前に同じ研修先に1年間滞在しました。ポートランド市周辺は、全米でも白人の割合が多い地域で、その傾向は、全米との比較では変わっていないのですが、実数で見ると南米やアジア、特に韓国系移民が多くなっているのに驚きました。

2008年7月から州法が変わり、社会保険番号を入手しないと運転免許取得ができず、免許更新もできなくなったのには驚きました。不法移民だと正規就労ではないので、社会保険番号を入手できないんです。それまでは、不法移民でも運転免許を取得できたのですが、免許更新もできなくなってしまったんです。運転免許は日本以上に重要な生活の道具なので、相当に影響があるようでした。

ポートランド市周辺で言えば、MAXと呼ばれるライトレールの路線が充実したこと、市電ができたこと、郊外列車が開通したことなどが変化でしょうか。

——オレゴン州の特産品は？

産業としては、盆地の特性を生かした農業が盛んで、ヘイゼルナッツ、ブラックベリー、クリスマスツリーなどは全米でも有数の生産量を誇っています。

ワインとビールもおいしいものがあります。赤ワインのピノ・ノワールは、「オレゴンのピノ・ノワール」というので、ワイン通にはたまらない魅力のワインです。オバマ大統領が就任日の前夜祭のために選んで、参列者に振る舞った白ワインもオレゴンワインでした。地ビールのうまさは、これまた思い出すだけでよだれが出てきます。

意外なところでは、インテルの主力工場があったり、運動靴のナイキの本社もポートランド市近郊にあります。いわゆるハイテク産業も盛んで、シリコンバレーはカリフォルニア州ですが、ポートランド市周辺はシリコンフォレストなどとも呼ばれています。

——ビールやワイン以外の楽しみは？

西海岸でもっとも古い歴史を誇るオレゴンシンフォニーの定期演奏会に月2、3回通いました。ホールは昔のものを改装したもので、キタラのような音響は望めないのですが、オーケストラの実力は全米メジャーのレベルです。日本人の演奏家もちらほらいて、コンサートマスターは、2007年シーズンから岩崎潤さんという、チェリストの岩崎洗さんの息子さんです。コンサートマスター育成専門のプログラムを修了された方で、大変な人気でした。クラリネットの主席も長年日本人の方が務めています。

クラシックは同じプログラムを3日間連続、ポップスもほぼ同じメンバーが演奏しますが、私が行くといつも満員でした。協奏曲のソリストも充実していました。アメリカで聞くアメリカ音楽はやはり圧巻で、地元出身のジャズ・ピアニスト、ローダゲールが独奏したガーシュインの協奏曲はこれまで聴いたどんなCDよりもすばらしかったですね。

クラシック専門FM局があるのも最高でした。知らなかった曲で気に入ったものを発見することができました。

——充実した滞在中でしたか？

はい。滞在中の出来事や住民投票については、『北海道自治研究』という雑誌に9月から2月まで6ヶ月間「オレゴン通信」という表題で紹介しましたので、そちらも参照してください。

佐藤克廣（法学部教授 担当：行政学）

法学研究科 新研究科長挨拶

法学研究科長 加藤信行

どういう風の吹き回しか、この4月から法学研究科長となりました。すでに五十路を歩んでいる中年（あるいは初老）の教員ですが、研究科の中では、精神的にも能力的にも、まだまだベエベエの域を出られずにいます。関係の皆様のご協力をお願い申し上げる所以であります。

法学研究科では、今年から新たに、法学部との連携関係をいっそう強化する二つの制度を導入しました。ひとつは、学内推薦制度の導入です。本学法学部4年生のうち、一定の

条件を満たす優秀な学生に対して、関係の専任教員からの推薦にもとづき、一般の入試に要求される筆記試験を免除し、面接のみで入学試験を行うものです。今年度中に実施する2010年度入試から導入します。私どもが期待する結果が生まれるかどうか未知数ですが、意欲ある学部学生の大学院進学を促進するため、今後とも改善しつつ発展させたいと考えています。

新制度のもうひとつは、学部同時開講科目の新設です。法学部で開かれている専門応用講義の中から大学院の授業としても適当なものを厳選し、これを法学部・法学研究科同時開講科目として設定するものです。この科目の単位を修得した法学部生がその後研究科修士課程に進学した場合には、一定の手続に従い修士課程における既修得単位として認定されます。今年度は、さしあたり後期開講の1科目を同時開講科目に指定したのみですが、来年度以降も、今年度の実施状況などをふま

えてこの制度を進化させていきたいと考えています。

他方において、他大学との交流関係も深まりつつあります。北海道大学法学研究科や東北学院大学法学研究科と本研究科の間では、何年も前から単位互換制度を設けていますが、昨年度からは、これらに加えて、北大の公共政策大学院との間でも同様の制度を導入しました。また、東北学院大学法学研究科の間では昨年から教員の相互派遣が行われており、今年度は、同大学の先生が本学で夏季集中講義を開くことになっています。

最近の動向としては以上のような点を挙げることができるでしょう。将来的には、法学部と大学院法学研究科をなんらかの形で結合させた学部・大学院一貫教育プログラムなるものを新たに設定することも検討の俎上に上っています。ほかにも困難な課題が存在しますが、今後とも魅力のある研究科をめざして創意と工夫を重ねていく所存です。

法科大学院 新司法試験結果と合格者のことば

法科大学院の2009年度の入試状況をお知らせし、また2008年の新司法試験の結果と、合格者の談話を紹介します。

◎2009年度入試状況

法科大学院の2009年度入試は昨年の10月25日・26日（A日程）と今年の2月21日・22日（B日程）に、札幌と東京の会場で行われました。志願者・受験者・合格者の数字は別表をご覧ください。合格判定は、適性試験（100点）・小論文（200点）・面接（100点）・書類審査（20点を上限に加算）の合計点で行われました。合格者のうち本学出身者は3名でした。また、既修者認定試験は、民事法（200点）・公法（160点）・刑法（120点）の合計が240点（50％）以上を合格としました。

◎2008年新司法試験結果

2008年、北海学園大学法科大学院から新司法試験に2名の合格者を出しました。合格者の1人、佐藤奨さんの体験談をご紹介します。



佐藤 奨

札幌南高校・
北海道大学法学部卒業、
北海学園大学法科大学院
2008年3月修了、
2008年新司法試験合格、
司法修習生。

生活環境が変わると司法試験の準備にも不利だと思い、北海道の法科大学院で考えました。大人数の大学院より、少人数制で教授陣も設備も充実している北海学園大学の法科大学院に惹かれました。

ここは、事務の方々のバックアップもしっかりしていて、環境も最高です。そしてなによりも、司法試験を意識した授業をしてくれて、先生方との距離も近く、質問しやすい雰囲気

がいいですね。修習に行ってみて、小林充先生をはじめ実務の世界では高名な先生方が身近にいたことを思い知らされ、今になって授業などで粗相があったんじゃないかなと（笑）。また、少人数制なので、仲間同士一緒に頑張ろうという気持ちも強く、議論や意見交換が活発にできて、常にモチベーションを維持できました。

（『北海学園大学 法科大学院2010』から一部抜粋）

◎2009年度入試結果

日 程		A 日 程				B 日 程			
区 分		単願		併願者	合計	単願		併願者	合計
		未修者	既修者			未修者	既修者		
志 願 者	標準履修課程	21	0	15	36	9	0	5	14
	長期履修課程	4	0	3	7	3	0	4	7
	総 計	25	0	18	43	12	0	9	21
受 験 者	標準履修課程	19	0	15	34	9	0	5	14
	長期履修課程	4	0	3	7	3	0	4	7
	総 計	23	0	18	41	12	0	9	21
合 格 者	標準履修課程	10	6	－	16	4	1	－	5
	長期履修課程	4	1	－	5	4	2	－	6
	総 計	14	7	－	21	8	3	－	11

（構成：中根）

2008年度 法学部就職状況報告

	卒業生	就職 希望者数	内定者数	内定率(%)	公務員 再受験者数	進学者数	その他	未登録者数
法学学科Ⅰ部	227	181	164	90.6	9	10	0	33
法学学科Ⅱ部	95	46	38	82.6	4	2	2	41
政治学科Ⅰ部	110	93	81	87.1	7	0	0	16
政治学科Ⅱ部	45	30	28	93.3	4	1	1	9

(卒業生数 = 就職希望者数 + 公務員再受験者数 + 進学者数 + その他 + 未登録者数)
注)「内定率」は就職希望者数を基準にしています。「公務員再受験者数」は次年度(2010年)に公務員試験再受験予定者数のことです。

2009年5月時点での2008年度法学部卒業生の就職状況を報告します。全体の結果は左の表をご参照ください。

民間企業の主な内定先は、ヨドバシカメラ、アインファーマシーズ、北洋銀行、ホームック、第一生命、北海道銀行、遠軽信用金庫などです。

公務員については、全ての職種を合わせて法学学科71名、政治学科29名の合格となっており、かなり健闘した結果が出ています。本年度は民間の就職状況が厳しい中、学生の皆さんは更なる頑張りが必要と思われます。

(就職委員 中村敏子)

2010年度 法学部各種入試一覧

課題小論文 特別入学試験

募集人員:2部法学部 30名
出願期間:2009年11月 2日(月)から
[郵送]11日(水) 消印有効
[窓口]12日(木) 16時締切
試 験 日:2009年11月29日(日)

社会人特別入学試験

I期(面接)
募集人員:2部法学部 20名
出願期間:2009年11月 2日(月)から
[郵送]11日(水) 消印有効
[窓口]12日(木) 16時締切
試 験 日:2009年11月29日(日)

II期(面接・小論文)
募集人員:2部法学部 面接 20名 小論文 14名
出願期間:2010年2月13日(土)から
[郵送]24日(水) 消印有効
[窓口]26日(金) 16時締切
試 験 日:2010年3月6日(土)

法学部編入学 (3年次編入)試験

募集人員:1部法律学科 推薦を含め20名
1部政治学科 推薦を含め10名
2部法律学科 若干名
2部政治学科 若干名

I期(一般・推薦)
出願期間:2009年9月30日(水)～10月9日(金)
試 験 日:2009年10月24日(土)

II期(一般・推薦)
出願期間:[一般]2010年1月27日(水)～2月5日(金)
[推薦]2010年2月9日(火)～2月15日(月)
試 験 日:2010年2月27日(土)

大学院法学研究科 入学試験

修士課程
募集人員:法律学専攻 7名
政治学専攻 5名

(一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻

I期
出願期間:2009年9月10日(木)～20日(木)
試 験 日:2009年10月14日(水)

II期
出願期間:2010年1月18日(月)～28日(木)
試 験 日:2010年2月19日(金)

博士(後期)課程
募集人員:法律学専攻 2名
政治学専攻 2名

(一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻

出願期間:2010年1月21日(木)～2月1日(月)
試 験 日:2010年2月20日(土)

法科大学院(法務研究科) 入学試験

A日程
出願期間:2009年10月1日(木)～15日(木)
試 験 日:2009年10月24日(土)
小論文試験(法学既修・未修者共通)、
面接試験(法学既修・未修者共通)
試 験 日:2009年10月25日(日)
法学既修者認定試験

B日程
出願期間:2010年2月1日(月)～2月15日(月)
試 験 日:2010年2月27日(土)
小論文試験(法学既修・未修者共通)、
面接試験(法学既修・未修者共通)
試 験 日:2010年2月28日(日)
法学既修者認定試験

学内推薦制度について (修士課程)(法学研究科)

2010年度入試から、学内推薦入試を実施します。この入試制度は、本研究科が定める出願資格*を満たした出願者に対して、口述試験によって選抜をおこなうものです。

*2010年3月に卒業見込みの北海学園大学4年生で、「卒業研究」または「演習Ⅲ」を履修し、この「卒業研究」または「演習Ⅲ」担当教員の推薦がある者。

入試制度・出願資格等の詳細については、「学生募集要項」でお知らせしております。
なお、出願期間・試験日は修士課程の日程と同様です。

出願資格、必要書類などについての各種お問い合わせは下記までお願いいたします。

[お問い合わせ先]
北海学園大学法学部事務室
TEL:011-841-1161
(2223・2226、法科入試 2420・2422)
FAX:011-824-7729

2009年度学部報委員:中根研一・福士 明・前田輪音